

1 令和2年度障害保健福祉関係予算案について

- 令和2年度障害保健福祉部関係予算は、2兆1,528億円であり、対前年度1,506億円増、7.5%の伸び。
- 障害福祉サービス等の給付に係る経費は、1兆5,842億円であり、対前年度1,300億円増、8.9%の伸び。
- このほか、聴覚障害児支援や障害者の芸術文化活動の支援、視覚障害者等の読書環境の向上などに必要な予算を計上しているため、積極的な事業実施をお願いする。

2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

- 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、了承されたところであり、以下の観点で見直し、基本指針へ記載。

【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保することを基本指針に記載。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する

ことについて、基本指針に記載。

#### 【福祉施設から一般就労への移行等】

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加。
  
- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定。
  
- また、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載。
  - ・ 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
  - ・ 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
  - ・ 高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

#### 【「地域共生社会」の実現に向けた取組について】

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載。

#### 【発達障害者等支援の一層の充実について】

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載。

#### 【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載。

- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載。
  
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
  - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること
  - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であることを基本指針に記載。
  
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
  - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること
  - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載。

#### 【相談支援体制の充実・強化等】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要があることを記載。

#### 【障害者の社会参加を支える取組】

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載。
  
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載。

#### 【障害福祉サービス等の質の向上】

- 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加。

#### 【障害福祉人材の確保】

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であることについて、基本指針に記載。
  
- 成果目標については以下のとおり。

#### 【施設入所者の地域生活への移行】

- ① 施設入所者の地域生活への移行  
令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 施設入所者の削減  
令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

#### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数  
令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
  - ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ※ なお、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国目標値は、令和元年と比べて6.6万人から4.9万人減少になる見込みである。
- ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）  
令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時

点の退院率を 86%以上、1 年時点の退院率を 92%以上とすることを基本とする。

#### 【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

#### 【福祉施設から一般就労への移行】

- ① 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上\*、1.23倍以上\*を目指すこととする。  
\* 就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
- ④ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

#### 【障害児支援の提供体制の整備等】

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体

制を確保することを基本とする。

- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### 【相談支援体制の充実・強化等】（新規）

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

#### 【障害福祉サービス等の質の向上】（新規）

- 令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
  
- 基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月中を目処に行う予定としている。
  
- 各自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するようお願いする。
  
- 計画策定にあたっては、障害者等のサービス利用の実態やニーズを把握、分析した上で、数値目標等を設定するようお願いする。
  
- また、成果目標が設定されていない自治体の一部見受けられるが、成果目標を設定し、その進捗状況について、調査、分析、評価を行うことにより、課題の解決や新たな取組の展開に資するものであるので、できる限り設定していただきたい。
  
- なお、令和2年度中に都道府県計画の策定状況等を把握するため、成果値目標等の設定について、報告をお願いすることとしているので、ご了承ください。

### 3 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について

- 令和2年度は、令和3年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定への対応等に伴い、都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に必要な経費について措置する予定であり、4月以降、所要額調査を行う予定。
- 交付の手続きについては、地域生活支援事業費等補助金と併せて行うこととしているので、地域生活支援事業費等補助金の担当者と連携するようお願いする。
- 都道府県におかれては、管内市区町村のとりまとめ手続きに遺漏なきようお願いする。

### 4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

- 給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。  
令和元年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書が今年度中にとりまとめられる予定である。報告書は国民健康保険中央会のホームページに掲載される予定なので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。
- 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化については、段階的に実施してきたが、令和2年度においては、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、「警告」から「エラー（返戻）」へ移行を行う予定である。  
市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。
- 審査支払事務の円滑な実施のために、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要があるため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。

審査支払事務の見直しは、請求処理が円滑に行われるよう引き続き実施する予定である事から、都道府県等は国保連と協力の上、当該内容について、適宜障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

また、令和2年度は、国保連における一次審査の拡充・強化を図り、市町村と国保連とのデータ連携を効率的に行うため、市町村等向けの情報参照機能のさらなる充実を行う予定である。

#### 5 障害福祉関係データベース(仮称)構築について

○ 障害福祉分野のデータは、サービスの利用状況や障害支援区分の認定情報など個々のデータが点在していることが総合的な観点での十分な分析を困難にしており、有効的なデータの利活用がなされていないという課題がある。

○ このため、障害福祉関係データを有効に活用し、効果的・効率的な制度改正や報酬改定につなげられるよう、データベースの構築を行う。

令和2年度は、障害福祉関係データベース(以下「DB」という)の構築に向けて、DBの構築に必要な要件定義や収集するデータの範囲等の具体的な仕様書案を作成する予定である。

令和3年度以降、管内市区町村に対して事務システム等について改修をお願いすることになるが、具体的なDB構築スケジュールが決まり次第、お知らせする予定である。

#### 6 障害者総合支援法対象疾病について

○ 障害者総合支援法の対象となる疾病の範囲が、359疾病から361疾病へと見直しが行われ、令和元年7月1日から適用。障害者総合支援法について、難病医療制度担当部局とも連携しつつ、難病患者に対する情報提供等に努めること。

#### 7 身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について

○ 身体障害者手帳関係情報のデータ標準レイアウトの項目に旅客鉄道株式

会社旅客運賃減額の区分（第一種身体障害者、第二種身体障害者）を追加する改版を令和3年度に行う予定。

- 知的障害者がマイナンバーを活用した各種行政手続や民間事業者によるサービスを利用できる環境を整えるため、療育手帳関係情報をマイナンバー情報連携の対象とするよう、独自利用事務条例の制定に向けた検討を早急に進めていただきたい。

## 8 障害者手帳に関する周知等

- 各障害者手帳における写真の規定について、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆った写真を添付することを可能とするための所要の改正を行う予定。
- 各障害者手帳交付申請者から旧姓使用・併記に係る申出があった際には、柔軟に対応すること。
- カード形式の障害者手帳を所持している者が他の自治体に転出した際には、カード形式の障害者手帳を所持している者が他の自治体に転出した際には、転出先の自治体においても当該カード形式の手帳を継続して使えるよう、各自治体において、例えば、各種行政手続に係る障害者手帳への記載事項を省略する等、関係部局間で予め対応方針を検討されたい。

## 9 マイナポータルを活用した電子手続きについて

- 障害福祉施策に係るマイナポータルにおけるサービス検索や申請等手続きのオンライン化については、申請者等の手続き負担軽減が期待できることから、対象手続きの追加を予定している。
- 対象手続きの追加にあたっては、今後、運用に係る事務連絡やガイドラインを示す予定であるため、それらを確認のうえ、積極的に取り組んでいただきたい。

## 10 インフラ長寿化に係る個別施設計画の策定

- 各地方自治体において、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を 2020 年度までに策定することとなっている。
- 厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」についてにより、周知したところである。
- 当該手引については、本会議資料に添付しているので、都道府県等においては、手引も踏まえつつ、個別施設計画の確実な策定をお願いします。

## 11 障害者控除に係る「認定書」の交付事務について

- 障害者控除に関しては、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の「認定書」の交付を受けた者についても対象とされている。
- 昨今、当該認定書の交付の取扱いに関して、疑義が寄せられることがあるが、本事務の取扱いについては、平成 14 年に事務連絡としてお示ししているところであるので、改めて確認いただき、各市町村において、当該事務連絡の内容を踏まえた取扱いがなされるよう、御配意いただきたい。

## 12 令和元年の地方からの提案に関する対応方針について

- 地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014 年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」を導入されており、この制度の下、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等が進められている。
- 今般とりまとめられた「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）のうち、障害保健福祉部関係の内容は資

料に記載のとおりなので、確認いただきたい。

- なお、特に「矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について」については、以下のとおり対応しているので、御了知いただきたい。
  - ・ 精神保健福祉法第 26 条に基づく通報の対象者について、本年 2 月 27 日付け事務連絡により周知。
  - ・ 同通報に基づく事前調査の結果、措置診察不要となった場合の矯正施設宛での連絡については、文書による通知である必要はなく、電話等適宜の方法による連絡で差し支えないことを法務省から矯正施設に周知している。

### 13 その他関係施策について

#### <障害者差別解消法の周知について>

- 障害者差別解消法は平成 28 年 4 月 1 日から施行されており、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止しているほか、合理的配慮について、行政機関に対しては義務、事業者に対しては努力義務としている。
- 各自治体においては障害者差別解消法及び基本方針に基づき適切に対応いただくとともに、一層の周知についてご協力をお願いしたい。

#### <行政手続コストの削減について>

- 行政手続コストについては政府全体として 2020 年 3 月までに 20%削減することを目標としており、障害保健福祉部では
  - ① 営業の許可・認可に係る手続、
  - ② 補助金の手続、
  - ③ 調査・統計に対する協力に関する手続について行政手続ごとに削減方法等を記した基本計画を策定している。
- 計画期間は 3 月末で終了となるが、各自治体においては引き続き各行政手続におけるコスト削減に向けた取組を推進するための御理解・ご協力をお願いしたい。

<東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る諸制度について>

- 東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は首都高速道路において料金上乘せ施策が実施されるが、障害のある方の乗る車両や福祉関係車両については事前申請することにより料金上乘せの対象外となるため、対象となる方及び関係団体への周知についてご協力をお願いしたい。
- 大会の観戦について一定の条件を満たす団体・組織についてはパブリックビューイングを実施することが可能となるため、関係団体への周知についてご協力をお願いしたい。

<食品ロスの削減推進>

- 令和元年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が成立し、同年10月1日に施行された。
- 政府においては、今後、この法律に基づき、食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定める基本方針を策定予定である。
- 食品ロスの問題については、食品関連事業者のみならず全ての事業者において積極的に取り組むこととされており、今後、障害福祉関係事業者等への周知・啓発等をお願いする場合がありますので、その際には、御協力いただきたい。

14 特別児童扶養手当等について

- 例年、4月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなり、支払の遅延につながるおそれがある。  
このため、令和2年度4月定時払いにおいては、令和2年1月31日付け事務連絡でお示ししている留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いよう

お願いする。

- 令和2年度の各種手当月額は、令和元年の物価変動率（+0.5%）に基づき、0.5%の引上げ。具体的な金額は以下のとおり。

各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底するとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いする。

なお、手当月額の引き上げに伴い、本年3月中に政令を改正し、4月から施行する予定である。

	令和元年度 (月額)	令和2年度 (月額)
特別児童扶養手当1級	52,200円	52,500円
"          2級	34,770円	34,970円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
経過的福祉手当	14,790円	14,880円

- 特別児童扶養手当事務取扱交付金について、令和元年度の基準額（案）は、令和元年の人事院勧告による給与改定等を踏まえ、事務費の政令を本年3月中に改正する予定で、令和元年度分に適用する。

このため、令和元年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和2年度の基準額（案）は、令和2年度予算成立後にお示しすることとしている。それぞれの基準額（案）は以下のとおり。

①令和元年度分基準額（案）

- ・ 都道府県分 1,903円
- ・ 指定都市分 3,753円
- ・ 市町村分 1,850円

②令和2年度分基準額（案）

- ・ 都道府県分 1,908円
- ・ 指定都市分 3,764円
- ・ 市町村分 1,856円

- 特別児童扶養手当の支給に当たっては、平成30年9月20日付事務連絡において、特別児童扶養手当の支払事務に係る留意事項について周知しているが、未だに当該留意事項が守られていない自治体が見受けられる。各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、定時払い、随時払いの提出期限を厳守するようお願いする。

また、平成30年度に引き続き令和元年度においても一部の自治体での不適切な事務処理事例が報告されている。各都道府県・指定都市においては、支給漏れ等がないよう引き続き適正な事務処理に努めていただき、管内の市町村に対する周知徹底及び指導方をお願いする。

#### 15 心身障害者扶養保険事業について

- 心身障害者扶養保険事業について、各都道府県・指定都市においては、本制度が加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なる点等に特に留意いただきつつ、加入希望者への案内や事務処理を適切に行っていたととともに、管内の市町村への指導を引き続きお願いする。
- また、各都道府県・指定都市においては、独立行政法人福祉医療機構より配布予定のリーフレット等を活用しながら、管内の市町村等と連携の上、引き続き広報啓発の取組をより一層推進するようお願いする。